

毎回、同じ答えの繰り返し…！

それでも、インクルーシブ教育に

本気で取り組むことを重ねて要求

～文科省交渉報告～

名谷和子（運営委員）

3月1日の文科省交渉には、紹介議員の神本美恵子参議院議員をはじめ全国から40人の参加がありました。文科省からは、仲村匠吾さん（大臣官房文教施設企画 防災部施設助成課法規係）・板東孝訓さん（初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係）・高田祐莉さん（初等中等教育局特別支援教育課企画調査係）・西尾佐枝子さん（初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係長）の4人でした。昨年までは、課長補佐や係長級の人に参加がありましたが、保健教育以外は、若い担当者でした。全国連としては、「文科省交渉の引継ぎや積み上げがされていない」という昨年度の反省を踏まえて臨みましたが、彼らは、用意されて文章を繰り返し読み上げるだけでした。時間も、昨年度よりさらに短く60分間となり、文科省交渉の在り方そのものを考えていかななくてはならないと痛感していますが、記録に残し、次へつなげていくために、回答内容や話し合いの様子を報告します。

1. 要請項目に対する回答

1. 就学先決定については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）25文科初第655号平成25年9月1日」に書かれてある通り、本人・保護者の希望が最大限尊重されるよう市町村教育委員会に指導してください。

回答：就学先決定については、平成25年度の通知に書かれてある通り、本人・保護者の意向は可能な限り尊重されなければならないとしている。文部科学省としては、引き続き会議等において、本通知の趣旨の徹底を図っていきたいと考えている。

2. 改正された学校教育法施行令を受け、就学者全員を対象に地域の学校への就学通知を出すように指導してください。

回答：平成25年の学校教育法施行令改正により、総合的に勘案して障害のある児童生徒の就学先を個別に判断していくこととしている。市町村の教育委員会は、総合的判断によって認定特別支援学校就学者となったもの以外には、就学通知を出し、認定特別支援就学者については都道府県教育委員会に通知することになっている。このような法令に従った手続きが引き続き行われていくよう、趣旨徹底をしていくと考えている。

3. 普通学級に就学するための情報も就学相談において提供するよう働きかけてください。

昨年のお話し合いにおいて、「教育長を通して、保護者に適切な情報を提供するようお願いしている」との回答がありましたが、「適切な情報」の具体的な内容とその周知手順の提示を求めま

す。

回答：就学相談にあたっては、市町村教育委員会が本人及び保護者に対して具体的にどのような情報を提供しなければならないということは、文科省としては、特段、定めていない。担当課長等が集まる会議において、引き続き周知徹底意をしていきたいと考えている。

4. 普通学級における合理的配慮がされていないために、本人及び保護者に負担が強いられています。必要な合理的配慮がなされるようにしてください。

回答：障害のある子の教育については合理的配慮の提供を受けることがとても大切であると考えている。各学校における具体的に内容は様々だが、文科省が作成している指針においては、個々の事案に応じた教育環境の変更の具体例を示している。これらを周知するためのセミナー開催や、特別支援教育総合研究所において実践事例のデータベースを配信している。さらに文科省の事業として発達障害の児童生徒に対する合理的配慮の研究をおこなっている。これらを通じて、学校において必要な合理的配慮が行われるよう引き続き務めていく。

5. 昨年のお話し合いにおいて、「交流及び共同学習のガイドライン」ではなく、「普通学級で共に学ぶためのガイドライン」の作成を求めましたが、「課に持ちかえって伝える」との回答をいただいています。「共に学ぶためのガイドライン」の提示を求めます。

回答：今年度中に発行予定としている「交流及び共同学習のガイド」の作成を進めている。現時点では、「普通学級で共に学ぶためのガイドライン」の作成の予定はない。文科省としては、「交流及び共同学習のガイド」を広く周知していくとともに、平成27年度に示した対応指針で合理的配慮の具体例も示している。これらを周知していき、共に学ぶ環境の整備を行っていきたい。

6. 学校教育関係者にインクルーシブ教育に関する認識が薄く、今も医学モデルによる指導が行われているので、障害児が普通学級から排除されることが増えています。学校関係者や教育委員会に対して、障害者権利条約・障害者基本法・障害者差別解消法の趣旨を徹底させてください。

回答：大変重要であるということは十分承知している。教育委員会を通じてすべての学校に周知徹底する必要があると考えている。各種会議・セミナー等の機会を活用して周知徹底を図っていく。

2. 質問項目に対する回答

① 全国の公立小中学校のエレベーターの設置率をお答えください。

回答：全国の設置率については把握していない。平成29年度に実施したバリアフリー化に関する調査によれば、直近の3年間に新設した学校施設についてのバリアフリー化は90,4%となっている。

② 全国の公立小中学校における普通学級で学ぶための支援員配置の実態をお答えください。

回答：通常学級で学ぶ障害のある児童生徒の学校生活の介助や学習活動のサポートを行う、特別教育支援員は、配置実績を踏まえて地方財政措置が講じられている。平成30年度は前年度より7000人増の63100人を配置する地方財政措置が講じられた。31年度については、1900人増の65000人

分の地方財政措置が講じられる予定。

- ③ 就学時の健康診断マニュアルの改訂によって「適正な就学」が「適切な就学」と変わっています。その意味の違いをお答えください。

回答：日本語としての意味の正しさと、学校保健安全法12条に「適切な就学」とあるので、「適切な就学の方が望ましいのではないか」という意見を受けて改訂をした。

- ④ 2016年3月11日の貴省との話し合いの中で、「分けた場で行うことは合理的配慮ではない」というお答えをいただいておりますが、現在、別の説明がされているように聞いています。合理的配慮についての見解をお答えください。

回答：別の説明の内容を把握していないが、文科省としては、合理的配慮については平成29年度の中教審答申の内容で説明している。実施にあたっては、学校の設置者や及び学校が体制面・財政面を勘案し、均衡を逸した又は過度のということについて個別に判断するという事になっている。その際、現在必要とされている合理的配慮は何なのか、内を優先して提供する必要があるかについては共通認識を図っていくことが重要であると考えている。

- ⑤ 児童生徒数が減少しているのに、特別支援学級・学校に通う人数は増え続けている。この現象に関する見解をお答えください。

回答：文科省の調査によると平成29年5月1日現在で、特別支援教育を受けている子どもの合計は、約487000人で10年前の1,8倍となっている。増加の要因の一つは、一人一人の教育ニーズに対応した多様な学びの場の整備が進んできたこと、二つ目は、早期からの教育相談・就学相談が充実してきたことにより、特別支援教育への理解が進んできたことなどが考えられる。

3. 再質問・討論の内容

- (1) 昨年も同じことを言っているが実態としては保護者の意向は尊重されていない。法令が変わったと言っているが現場は変わっていない。文科省の指導が徹底されないのはなぜだと思うか。

回答：文科省としては、そういった事態が起こっていることは誠に遺憾であると認識している。通知も出しているので、周知徹底を図る。個別事案については、設置者である教育委員会で適切に判断されることことが重要である。

- (2) 特別支援教育を受ける子どもが増えているのは、特別支援教育が充実してきたからだと回答があったが、それは、インクルーシブ教育の理念と沿ったものと考えているのか。さすがに、これはまずいと思っているのか。

回答：分けた場で教育を行うことを推進しているということはない。障害のある子の教育ニーズに最も適切に答える指導を提供できるように様々な連続性のある多様な学びの場を整備している。交流及び共同学習を進めている。すべて一緒ということになると、子どもの健全な発達にとって適切かといことになる。その子にとってどういう教育がいいのか適切に判断して行っていく。イン

クルーシブ教育が現場ではまだまだ進んでいないことは今日、勉強させてもらった。どうしたら周知徹底できるのか持ち帰って引き続き検討させてもらう。

本人・保護者の意向が尊重されずに裁判に至った光菅さんからは、就学相談においても、交流学习においても差別的な扱いをされ続けている実態が話された。長谷川代表は、「法令が変わっても40年前の康治さんと同じことが起こっている。7歳の子どもがこんな状態に置かれてるのは、文科省が子殺しをしているのと同じだ。子どもは子どもの中で育つ、他のところに追いやったら切磋琢磨して生きていけない。周知徹底して指導するというのならきちんとやってください」と訴えました。

(3) 「普通学級で共に学ぶためのガイドライン」を作らないということは、インクルーシブ教育に取り組まないということと同じだ。どのような経過で作らないことになったのか。

回答：インクルーシブ教育を進めるべきものを考えている。今は、「交流及び共同学習のガイドライン」の完成に取り組み、共に学ぶ事例も盛り込むことになっている。

最後に、障害のある子の高校を受験について、「大きく定員割れしているにも関わらず、障害のある子だけが不合格にされている実態が全国でたくさん起こっている。障害を理由として排除・差別している。文部科学省として厳しく指導してもらいたい。和希君のことも含めて、個別案件の問題ではない。県教委に対して厳しく指導してほしい。そこに、文部科学省の存在意義がある。」と訴えました。

神本議員からは、「文科省は、道徳や英語を実施するときは、恐ろしくなるくらい、調査・指導を徹底している。それくらいの勢いで、インクルーシブ教育もやってほしい。特別支援学校や学級が増えていることは分離が進んでいるのであって、インクルーシブが進んでいるのではない。その認識をしっかりとしてほしい。」と発言がありました。

時間が来てしまい、事務局長から、話し合ったことについて、その後省内でどのような話がされたかの説明機会を求めましたが、機会を持つこと自体も含めて検討するとの答えでした。